

## 地域の中小企業の支援を求める意見書

日本経済の担い手は、地域に根差す中小企業である。地域の経済や社会の活力の向上のためには、地域の核となる中小企業に光を当て、その発展を促すことが重要である。

よって、国会及び政府においては、地域の中小企業発展のための中小企業支援策として、下記の施策を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 「中小企業憲章」の理念に基づき、我が国の雇用・産業の基盤である中小企業を支援すること。
2. 中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成のための支援体制強化を図るため、ものづくり指導者の養成・活用による技術・技能継承を推進し、地域の中小企業が人材の確保・育成・定着を図れるよう、一体的な支援体制を構築すること。
3. 若者・主婦層に対して長期インターンシップを行おうとする中小企業などに対して支援などを行うこと。
4. 中小企業を支援する税制（事業継承・印紙税・交際費課税など）の改善、中小企業の代表者本人以外の第三者連帯保証を禁止するといった万全の体制で資金繰りを支援すること。
5. 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」を的確に実施し、中小企業が円滑に消費税増税分を適正転嫁できるよう臨むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

大 分 市 議 会